

# いせはら介護支援専門員協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、いせはら介護支援専門員協会と称する。協会事務所は、会長が所属する事業所に置くこととする。

### (目的)

第2条 本会は、利用者本位の質の高い介護サービスが地域社会に提供されるために、指定居宅介護支援事業所および介護保険施設等に属する介護支援専門員を中心に会員間で目指すべき方向性を共有し、定例会や研修会、情報交換や連携をはかることを目的とする。

介護保険施設等とは、介護支援専門員の配置を義務づけられている介護保険事業所を言う。

## 第2章 事業

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員に必要な情報収集や情報提供
- (2) 資質向上に必要な研修等の実施
- (3) 会員間のネットワークや情報交換の場作り
- (4) 介護サービス等にかかわる課題を解決するための調査・研究
- (5) 関係各機関等との連携や情報交換の場作り
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員)

#### 第4条

- (1) 本会の目的に賛同し介護支援業務に対する熱意と知識を有する、伊勢原市内に住所を有する指定居宅介護支援事業所および介護保険施設等とする。
- (2) 特別会員は、介護支援専門員の資格を有する市内包括支援センターの職員、会長が指名した個人および団体等とする。
- (3) 会員は協会が定める委員会に属し、協会の事業計画等に即した活動を実施する。

### (入会)

#### 第5条

- (1) 本会に入会しようとする指定居宅介護事業所および介護保険施設等は、入会申込書を提出しなければならない。

(2) 申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出することとする。

(委員会)

#### 第6条

(1) 本会に入会した指定居宅介護支援事業所および介護保険施設等は、協会が定める委員会に所属し、事業計画に則した活動を実施する。

(2) 年度の途中で入会した事業所は、翌年度からの委員会所属とする。

(年会費)

#### 第7条

(1) 年会費は1法人あたり2万円とする。

(2) 特別会員は、年会費の徴収は行わない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の号に該当するときはその資格を喪失する。

(1) 加入期間の失効(会費を1年以上納入しない時)

(2) 退会

(3) 事業所指定の取り消し

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする指定居宅介護支援事業所および介護保険施設等は、退会届を提出することとする。

(年会費等の不返還)

第10条 会員がすでに納入した年会費、およびその他の拠出金は返還しない。

### 第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 書記 1名

(3) 会計 1名

(4) 会計監査 2名

(役員を選出)

#### 第12条

(1) 会長および副会長は、総会において選出する。

(2) 書記、会計および会計監査は、会長が指名する。

(3) 前条に定める役員、行政、顧問をもって運営委員とする。

(役員職務)

#### 第13条

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の総会、役員会、運営委員会の記録と管理を行う。
- (4) 会計は、本会の運営費を管理し、会費請求および、その他必要に応じて出納を行う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (6) 役員で構成される運営委員は、本会の運営に関する企画立案等を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期途中で役員に退任があった場合は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第15条 本会は顧問若干名をおくことができる。

- (1) 顧問は、本会の業務の執行に関する専門的事項について助言を行う。
- (2) 顧問は運営委員会の議を得て会長が委嘱する。

(協力委員)

第16条 本会は、協力委員をおく。

- (1) 協力委員の構成は次の通りである。

伊勢原市医師会、  
伊勢原市歯科医師会、  
伊勢原市薬剤師会、  
東海大学付属病院、  
伊勢原協同病院  
民生委員児童委員連絡協議会会長、  
伊勢原市社会福祉協議会事務局長、  
伊勢原市訪問看護師等連絡協議会会長

- (2) 協力委員は、本会の業務に関する専門的事項について助言を行う。

## 第5章 会議

(会議)

第17条

- (1) 会議は総会および運営委員会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。
- (2) 総会は会員および特別会員をもって構成する。
- (3) 通常総会は毎年1回定時に、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、会長が召集する。
- (4) 運営委員会は、運営委員および協力委員、特別会員によるオブザーバーをもって構成する。
- (5) 運営委員会は必要の都度会長が召集する。また、必要に応じて各職能団体、関係機関への参加の呼びかけを行う。

(議長)

#### 第18条

- (1) 総会の議長は、その総会に出席した会員から選出する。
- (2) 運営委員会の議長は会長が行う。

(議決事項)

#### 第19条

- (1) 総会は次の事項を議決する。
  - 1) 会則の変更
  - 2) 事業計画および事業報告
  - 3) 予算および決算
  - 4) 役員を選出に関する事項
  - 5) その他、本会の運営に関する重要事項
- (2) 運営委員会は次の事項を議決する。
  - 1) 総会に付議すべき事項
  - 2) 本会の運営方法や行事に関する事項

(議決)

#### 第20条

- (1) 総会は出席会員の過半数をもって決し、欠席者の議決権は議長に一任し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- (2) 運営委員会は、委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数をもって決する。

### 第6章 会計および会務の処理

(経費の支弁)

#### 第21条 本会の経費は、次の収入を持って支弁する。

- (1) 年会費および拠出金、寄付金等とする。
- (2) その他の収入

(会計年度)

#### 第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第7章 その他

#### 第23条 この会則に定めのない事項については、運営委員会が定める。

付則 1 この会則は平成13年5月31日より施行する。

付則 1 この会則は平成17年4月15日より施行する。

付則 1 この会則は平成21年4月24日より施行する。

付則 1 この会則は平成23年4月22日より施行する。

付則 1 この会則は平成25年4月19日より施行する。

付則 1 この会則は平成27年4月21日より施行する。